菰野町部活動ガイドライン

令和８年改訂

菰野町教育委員会

はじめに

部活動は、学校教育の一環として、興味や関心をもつ生徒が自主的、自発的に集い、個人や集団としての目的や目標をもって活動する中で、仲間との関わりや人間関係の大切さ、協働することの意義などを学ぶことができる教育活動です。スポーツや文化芸術活動に親しみながら、生徒の心身の健全な成長や豊かな人間性の育成に大きな役割を果たしてきました。また、日々の活動を通して、生徒が自らの可能性を広げ、達成感や充実感を味わうことのできる貴重な機会でもあります。

一方、近年の少子化に伴う生徒数の減少や教員数の減少、生徒のニーズの多様化、専門的な指導者の不足などにより、従来の学校単位による部活動を将来にわたって維持していくことが難しくなっています。さらに、教員の長時間勤務の解消に向けた働き方改革を進めるとともに、過度な活動による生徒の心身への負担や活動中の事故、暴力・暴言・ハラスメント等の不適切な指導を防止し、生徒にとって安全で安心できる活動環境を整えていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、三重県では、令和５年度から７年度までの改革推進期間を経て、令和８年度から13年度までを新たな改革実行期間と位置付け、学校部活動の地域展開等を進めています。菰野町教育委員会においても、子どもたちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保できるよう、学校部活動の適正な運営と地域クラブ活動の環境整備を、学校や地域の関係団体等と連携しながら進めています。

本ガイドラインは、部活動を単に縮小したり、活動を制限したりすることを目的とするものではありません。これまで学校現場で大切にされてきた部活動の教育的意義を継承しながら、生徒の自主的、自発的な活動を支え、健全な成長と安全・安心を確保するとともに、持続可能な活動環境の実現を目指すものです。

各学校におかれましては、本ガイドラインの趣旨を御理解いただき、学校全体で部活動の意義や運営の在り方について共通理解を図るとともに、生徒の思いや願いを大切にした活動となるよう、適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

菰野町教育委員会

－目次－

はじめに
１　部活動の意義
２　部活動の位置付け
３　指摘されている部活動の課題
４　部活動の方針等の策定
５　適切な部活動の実施に向けて
（１）適切な部活動数の設置
（２）顧問の役割
（３）部活動実施計画の作成
（４）事故防止と安全管理
（５）休養日及び活動時間の設定
（６）顧問の指導力向上
（７）保護者や地域との連携
（８）合同での活動
（９）暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶
（10）部活動の地域展開
【参考文献】

１　部活動の意義

中学校における部活動は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、同好の生徒が自主的、自発的に集い、目的や目標をもって活動する中で、人間関係の大切さや協働することの意義を学ぶことができる活動である。部活動の中で、目標に向けて努力することは、粘り強く取り組む態度や達成感、充実感を育むことにつながる。また、互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、学級や学年を越えた人間関係を形成する機会にもなる。

部活動は教育課程外の活動であり、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、生徒の自主的、自発的な参加によって成り立つ活動である。学校生活、家庭生活、学習、睡眠等とのバランスを考慮し、適切かつ効果的な指導を行うことが重要である。

２　部活動の位置付け

中学校の部活動は、学習指導要領において、教育課程外の学校教育活動として位置付けられ、教育課程との関連を図りながら実施することが求められている。

令和６年 12 月の学習指導要領解説の一部改訂では、学校と地域クラブ活動との連携等についての記載が新設されている。学校と地域クラブ活動の運営団体や実施主体との間で活動方針等の共通理解を図り、平日と休日で指導者が異なる場合には指導の一貫性を確保する観点から連携すること、地域で実施されている活動を生徒や保護者に周知すること等が求められている。

なお、中学校の部活動は、学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成 29 年３月公示）【抜粋】

第１章　総則　　第５　学校運営上の留意事項

１　教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第２章　各教科　第７節　保健体育　第３　指導計画の作成と内容の取扱い

２　第２の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

（6）第１章総則の第１の２（３）に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

３　指摘されている部活動の課題

（１）　生徒の健全な成長

過度な活動や効果的でない活動は、心身への負担となり、学習や家庭生活等との両立を難しくする。

（２）生徒にとって望ましい活動環境

少子化等により学校単位の活動の維持が困難となっており、多様な生徒のニーズに応える環境づくりが必要である。

（３）教員の負担

部活動指導、大会引率、大会運営等が教員の負担となっている。特定の教員に負担が集中しない体制づくりが必要である。

（４）安全・人権

事故、熱中症、落雷等への対応に加え、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を根絶する必要がある。

４　部活動の方針等の策定

（１）学校は、学校教育目標、本ガイドライン及び地域展開の取組等を踏まえ、「学校部活動運営方針」を策定し、毎年度見直す。

（２）方針には、部活動の意義、設置する部活動、休養日や活動時間、安全管理、不適切行為の防止、保護者や地域との連携、地域クラブ活動との連携等を明記する。

（３）方針及び各部の活動計画等を学校ホームページ等で公表し、生徒、保護者、地域の理解を得る。

（４）校長は活動実態を確認し、必要な指導や是正を行うなど、継続的な見直しを行う。

5　適切な部活動の実施に向けて

（1）適切な部活動数の設置

① 校長は、生徒・教員数、部活動指導員等の配置、地域人材の活用可能性等を踏まえ、安全かつ円滑に運営できる適正な数の部を設置する。

② 廃部や再編は、在籍する生徒の活動機会を損なわないよう長期的な展望をもって校内で検討した上で、校長が決定する。

③ 新設は、生徒のニーズ、周辺校の状況、指導体制、活動場所、長期的な存続可能性等を校内で検討した上で、校長が決定する。

（2）顧問の役割

① 部活動の教育的役割を理解し、生徒の自己実現が図られる運営を工夫する。

② 生徒や保護者に実施日や活動場所を周知するとともに、生徒と顧問自身の健康面に配慮する。

③ 技術指導だけでなく、規範意識、コミュニケーション力、人間関係等の育成を図る。

④ 目標を明確にし、部員主体のミーティング等を取り入れ、自主的、意欲的な活動を促す。

⑤ 生徒の健康状態、事故防止、安全指導、施設や用具管理を徹底する。

⑥ 担任等と連携し、生徒の学校生活全体を支援する。

⑦ 保護者、他校及び関係団体との調整、予算管理等を適切に行う。

⑧ 地域クラブ活動の運営団体や実施主体と協力、連携するとともに、適切に情報共有し、指導の一貫性や安全面に配慮する。

（3）部活動実施計画の作成

活動計画を事前に示すことで、家庭での予定が立てやすくなり、保護者の理解や支援にもつながる。

① 年間実施計画は、年間を見通して作成し、校長の承認を受け、生徒や保護者へ提示する。

② 月間実施計画は、年間計画を基に作成し、校長の承認を受け、前月中に提示する。

③ 活動時間や内容等を振り返り、必要に応じて計画を見直す。

（4）事故防止と安全管理

① 生徒が体調の異変を伝えやすい環境を整え、体調不良時は活動を中止させる等、適切に対応する。

② 発育、発達段階、体力、技能、活動経験等に応じ、段階的な指導を行う。

③ スポーツ医や科学等の知見を踏まえ、合理的かつ効果的な活動を行う。

④ 気温、湿度、暑さ指数（WBGT）、雷、暴風雨や暴風雪等を把握し、活動の中止及び中断を適切に判断する。特に WBGT31 以上では運動を中止するなど、安全を最優先とする。

⑤ 施設や用具等を定期的に点検し、危険箇所を改善する。

⑥ 原則として指導者は活動場所で指導及び監督し、可能な限り複数指導者の体制を整える。

⑦ 事故発生時は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、救急要請、応急処置、保護者への連絡等、生命や安全を最優先に対応する。

（５）休養日及び活動時間の設定

休養日及び活動時間は、生徒の心身の健康、学習や家庭生活とのバランス、教員の健康面を考慮し、以下のとおりとする。

【休養日】１週間のうち２日は休養日とし、そのうち１日は土曜日又は日曜日（地域クラブ活動）とする。

① 学校は地域クラブ活動と生徒の活動状況を共有し、適切な休養日を設定する。

② 長期休業中も原則として週２日の休養日を設定し、オフシーズン等も設ける。

③ 平日の休養日は学校単位を基本とするが、施設等の事情により部活動単位で設定することも可とする。

④ 大会等で休日の地域クラブ活動が集中する場合は、学校は地域クラブと連携し、前後に休養日を設定して負担が過度にならないようにする。

【活動時間】

① 平日は２時間以内とする。

② 長期休業期間などの活動で規定時間を超える場合は、事前に校長の承認を得る。ただし、健康・安全に十分配慮し、前後に休養日を設定する。

③ 活動時間とは実際の活動に充てる時間をいい、移動、準備、片付け等は含まないができる限り効率化する。

④ 夏季休業中の暑さ対策等で早朝練習を実施する場合は、事前に校長の承認を得る。実施に際しては、意義や効果等を保護者に説明して理解を得る。また、生徒の睡眠や学習への影響に配慮する。

（６）顧問の指導力向上

① 教育委員会等の研修に参加し、技術だけでなく、発達、安全、人権、暴力・暴言・ハラスメント等の防止、休養日・活動時間等について学ぶ。

② スポーツ医及び科学や各競技や分野の指導手引等を活用する。

③ 部活動指導員や外部指導者についても、学校教育、生徒の人権、安全管理、事故対応等の研修を行う。

④ 未経験の部活動については、他校、地域指導者、競技団体等との交流を通して指導力向上を図る。

（７）保護者や地域との連携

① 方針、活動計画、休養日、活動時間、費用等を年度当初に説明し、共通理解を図る。

② 学校ホームページや部活動便り等を活用し、活動の状況等を発信する。

③ 地域人材や関係団体等の協力を得る場合は、学校の方針、安全管理、生徒への対応等を事前に共有する。

④ 地域クラブ活動について、生徒や保護者が適切に選択できるよう、地域で実施されている活動の情報提供に努める。

⑤ 事故、けが、生徒指導上の問題等が発生した場合は、学校の対応方針に基づき保護者へ丁寧に説明する。

（８）合同での活動

① 長期休業期間など合同での活動を実施する際は、活動日や活動場所等を関係校で調整し、校長の承認を得る。

② 生徒や保護者の思いを把握し、十分な説明と理解を得る。

③ 他校等で活動する場合は、移動時を含め安全管理に十分配慮する。

（９）暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶

① 体罰は、学校教育法により禁止されている。殴る、蹴る等の身体的な行為だけでなく、生徒の人格や尊厳を否定する言動、威圧的・侮辱的な言動等も行わない。

② 暴力・暴言・ハラスメント等は、生徒の心身に深刻な影響を及ぼすため、指導者は適切なコミュニケーションと生徒理解に基づく指導を行う。

③ いじめ等の兆候を把握した場合は、学校のいじめ防止等の方針及び危機管理体制に基づき、顧問だけで抱え込まず、組織的に対応する。

④ 外部指導者、部活動指導員、地域クラブ活動の指導者等に対しても、学校や教育委員会等が求める人権尊重、安全管理、不適切行為の防止等を共有する。

（10）部活動の地域展開

① 生徒が将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の適正化とともに、地域の実情に応じて地域クラブ活動への展開を進める。

② 菰野町が認める地域クラブ活動は、菰野町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき認定された地域クラブ活動とする。

③ 地域クラブ活動の運営団体や実施主体は、活動場所、指導者、活動時間、費用、保険、事故対応等を明確にする。

④ 地域クラブ活動の運営団体や実施主体は、生徒の自主的、主体的な参加を基本とし、競技性や成果のみに偏重せず、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質及び能力等を育てることを目指す。

⑤ 学校と地域クラブ活動は、必要に応じて活動方針、生徒の活動状況、健康や安全面等を共有する。

⑥ 地域クラブ活動への教員の参画については、兼職兼業の制度や手続等を踏まえ、勤務時間や健康管理に配慮する。

【参考文献】

① 三重県・三重県教育委員会「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針」令和８年７月

② 文部科学省・スポーツ庁・文化庁「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和７年５月）

③ 文部科学省・スポーツ庁・文化庁「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」

④ 文部科学省「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説」及び令和６年 12 月一部改訂

⑤ 三重県教育委員会「学校管理下における危機管理マニュアル」

⑥ 環境省「熱中症環境保健マニュアル」

⑦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故防止ハンドブック」「スポーツ事故対応ハンドブック」